

◆発注関係事務に関する『地域独自指標』（工事）

必ず実施すべき事項										実施に努める事項																	
指標項目	①予定価格の適正な設定		②歩切り根拠 (全ての工事で歩切りなし)	③予定価格の原則事後公表		④施工時期の平準化	⑤適正な工期設定	⑥適正な設計変更	⑥適正な設計変更	①ICTを活用した生産性向上	②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				③見積りの活用	④余裕期間制度の活用		⑤受注者との情報共有、協議の迅速化						⑥発注見通しの統合・公表			
	最新見積算基の適用	最新の労務単価等の適用 (年度途中に改訂があった場合は見直す)		事後公表としている、または、事前公表の場合でも、適否について十分検討し、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱っている	発注見通し情報の共有化 (地価発注見通し情報へのHPリンク)	施工に必要な日数の設定 (事前・後片付け・雨天・休日等不稼働日等の考慮)	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更 (精算変更(請負代金額や工期の適切な変更)の実施)	設計図書に「設計変更ガイドライン」等の明示を行い、施工条件の変化等に応じた適切な設計変更が行えるようにしている		ICT活用工事の発注基準等を定め、ICT活用工事を発注している	総合評価落札方式の実施基準等を定め、総合評価落札方式を導入している	工事成績評定の基準等を作成し、工事成績評定に取り組んでいる	不調・不滞等の場合の見積り活用方式の導入	実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度を活用している	ワンデーレスボンスを実施している	設計変更審査会を実施している	三者会議を実施している	中長期的な工事の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している									
状況	達成	達成	達成	継続		達成	達成	達成	継続		新規		継続		継続		達成	継続		継続		継続			継続	新規 (四国地域のみ)	
評価の仕方				実施状況	備考 (補足説明等)				実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)		実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)
					※事後公表以外の場合は「事前公表」、「総合評価方式は事後公表としている」など状況が分かるよう記載							※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※口の場合、実績年度を記載 例：○年度実施													
				×	未公表				×	明示していない	×	未実施	×	基準を定めていない	×	基準は定めておらず、工事成績評定も導入していない		×	未実施	×	未実施					×	未実施
				△	公表しているが弊害が生じている				◎	明示している	△	発注基準は定めているが、未発注	△	基準は定めているが、対象工事が無い	△	基準は定めているが、工事成績評定は導入していない		△	試行工事を実施	△	一部未実施の工事がある					△	今後実施予定
R6年度までの目標				全機関：◎					全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎			全機関：◎		全機関：◎						対象機関：◎	
				※なお、適切な技術力や経営力を持った建設業者が適切に受注できる環境をつくるためにも、予定価格の事後公表の検討も行う。					※各自治体ごとの「設計変更ガイドライン」を策定するよう努める。		※発注方式は「発注者指定型」、「受注者希望型」どちらも良い。 ※備考欄には実施した項目を記載。							R5実績値 ◆32.7%		R5実績値 ◆90.3%						R5実績値 ◆—	
備考				R5実績値 ◆100%					R5実績値 ◆86.7%		R5実績値 ◆9.7%		R5実績値 ◆70.8%		R5実績値 ◆71.7%			R5実績値 ◆32.7%		R5実績値 ◆90.3%						R5実績値 ◆—	

※達成項目については、引き続き継続して取り組んで行くこと。

必ず実施すべき事項										実施に努める事項															
指標項目	①予定価格の適正な設定		②歩切り根拠 (全ての工事 で歩切りなし)	③予定価格の 原則事後公表	④施工時間の 平準化	⑤適正な工期 設定	⑥適正な設計 変更	⑦ICTを活用した 生産性向上		⑧工事の性格等に応じた 入札契約方式の選択・活用				⑨見積りの活 用	⑩余裕期間制度の活用		⑪受注者との情報共有、 協議の迅速化				⑫発注見通しの 統合・公表				
	最新の見算基 準の適用	最新の労務単 価等の適用 (年度途中で 改訂があった 場合は見直す)		事後公表としている、または 、事前公表の場合でも、適 否について十分検討し、建設 業者の技術力や経営力による 適正な競争を損ねる弊害が生 じないよう適切に取り扱って いる	発注見通し情 報の共有化 (地盤発注見 通し情報への HPリンク)	施工に必要な 日数の設定 (準備・後片 付け・雨天・ 休日等不稼働 日等の考慮)	施工条件の変 化等に応じた 適切な設計変 更(精算変更 等(請負代金額 や工期の適切 な変更)の実 施)	設計図書に「設計変更ガイド ライン」等の明示を行い、施 工条件の変化等に応じた適切 な設計変更が行えるようにし ている	ICT活用工事の発注 基準等を定め、ICT 活用工事を発注してい る	総合評価落札方式の 実施基準等を定め、総合 評価落札方式を導入し ている	工事成績評定の基準等 を作成し、工事成績評 定に取り組んでいる	不調・不落等 の場合の見積 り活用方式の 導入	実工期を柔軟に設定できる 余裕期間制度を活用してい る	ワンデーレス ポンスを実施 している	設計変更審査会を実施 している	三者会議を実 施している	中長期的な工事の発 注見通しとして、各 事業の進捗状況を公 表している								
香川県				●				●	「設計変更ガイドライン」を策定し、適切に設計変更を実施	●	ICT土工、ICT小規模土工、ICT付帯構造物設置工、ICT舗装工、ICT法面工の基準を定めている。				●		●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	●					
高松市				●				●	「設計変更ガイドライン」を策定し、高松市工事請負契約約款に基づき、適切に設計変更を実施	●	令和6年度から情報共有システムを活用した電子納品の運用ガイドラインを策定し、発注している。 また、香川県の建設現場の遠隔監視に関する試行要領を準用し、発注している。 ICT活用工事は、令和7年度から簡易型で発注予定。				×		●	●	工事打合簿により決裁を行っている。		●	必要な場合は、実施している。			
丸亀市				●				●	県のガイドラインに基づいて工事の特記仕様書に明示し、適正に設計変更を実施	×					×		●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	●	必要であれば、実施する体制はある。				
坂出市				●				●	坂出市工事請負契約約款、香川県の設計変更ガイドラインに基づいて設計図書に明示し、適正に設計変更を実施	×					×		×	特記仕様書等に明記等はない	●	●	必要であり決裁を行っている。	●	必要であれば、実施する体制はある。		
善通寺市				●				●	「設計変更ガイドライン」を策定し、適切に設計変更を実施	×					●		●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	●	必要な場合は、実施している。				
観音寺市				●				●	「設計変更ガイドライン」を策定し、観音寺市工事請負契約約款に基づき、適切に設計変更を実施	×				×		●	●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	●	必要な場合は、実施している。				
さぬき市				●				●	県のガイドラインに基づいて工事の特記仕様書に明示し適切に設計変更を実施	×					×		●	●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	●	必要な場合は、実施している。			
東かがわ市				●				●	「設計変更ガイドライン」に沿って、適切に設計変更を実施	×	発注基準・仕様等を定めていない。				×		●	●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	●				
三豊市				●				●	三豊市工事請負契約約款および設計変更ガイドラインに沿って、適切に設計変更を実施	×		△			×		●	●	●	工事打合せ簿及び指示書・質疑書により決裁を行っている。	●	必要な場合は、実施している。			
土庄町				●				●	県のガイドラインに基づいて工事の特記仕様書に明示し、適正に設計変更を実施	×					●		×	●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	×				
小豆島町				●				●	小豆島町工事請負契約約款、香川県の設計変更ガイドラインに基づいて設計図書に明示し、適正に設計変更を実施	×					×		●	●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	×				
三木町				●				●	三木町工事請負契約約款に基づき変更、香川県の設計変更ガイドラインに基づくことを設計図書に明示予定	×			導入済み		×	未実施	●	●	●	工事打合簿により決裁を行っている。	×				

直島町				○				○	直島町工事請負契約約款に基づき変更、香川県の設計変更ガイドラインに基づくことを設計図書に明示	×		×	対象工事がないため、導入に至っていない。	×			×		○	○	工事打合簿により決裁を行っている。	○			
宇多津町				○				○	宇多津町工事請負契約約款に基づき変更、香川県の設計変更ガイドラインに基づくことを設計図書に明示	×		○		○			○		○	○		○			
綾川町				○				○	綾川町工事請負契約約款に基づき変更	×		×	導入に向け基準を検討	○			○		○	○		○			
琴平町				○				○	琴平町工事請負契約約款に基づき変更	×		○		×			○	適切な工期の設定	○		○	工事打合簿により決裁を行っている。	×		
多度津町				○				○	多度津町工事請負契約約款に基づき変更	×		△	基準は定めているが、対象工事がない	×			×		×	事業者から問い合わせ事項があった場合は、可能な限り早急な回答を心がけている。	○	工事打合簿により決裁を行っている。	○		
まんのう町				○	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。			○	まんのう町工事請負契約約款に基づき変更	×		○		×			×		×	○	工事打合簿により決裁を行っている。	○	必要に応じ、実施		